大学・学部・学科の設置認可について

1 基本的な考え方

高等教育の質の保証を図るためには、

- (1)事前関与としての大学の設置認可
- (2)事後チェックとしての大学の教育研究活動に対する第三者 評価制度
- の双方の組合せにより担保することが適切である。 主要国においても、これと同様な質保証システムが採られている。

2 総合規制改革会議の指摘

文部科学省においては、大学が社会や産業の変化に機動的に対応できるよう、設置認可については、これまでも度々の弾力化や簡素化を進める一方、大学評価については、自己点検・評価の義務化等の取組の充実を図ってきた。

総合規制改革会議第1次答申(平成13年12月)においては、質の高い教育研究活動を行うことができる競争的な環境に向けて、大学の設置等に関する規制を一層緩和する一方で、継続的な第三者による評価制度を導入すべき旨指摘がなされたところ。

3 学校教育法の改正

文部科学省においては、本答申等の趣旨を踏まえ、昨年の臨時国会 において、学校教育法等を改正し、大幅な制度改善を行った。

制度改正の概要

(1)学部・学科等について、学位の種類・分野の変更等があった 場合にのみ認可とし、それ以外は全て届出。

(例)届出で設置が可能な場合

- ・理学部を設置する大学が、新たに地球環境科学部を設置 する場合
- ・農学部、理学部等を基礎に、新たにバイオサイエンス学部 を設置する場合
- (2)全ての大学に、教育研究の状況等について第三者評価機関に よる定期的な評価(7年以内に1回)の義務付け。

施行

- (1) 設置認可の弾力化 平成15年度から実施
- (2) 第三者評価制度 平成16年度から実施 (評価欄の講牒のため)
- * 今後は、設置認可の弾力化の趣旨の徹底を図るとともに、信頼性の高い第三者評価システムの確立・定着に努めてまいりたい。